

高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの撤回を求める意見書

政府は、高額療養費制度の自己負担限度額を引き上げようとしています。この制度はだれにでも起こり得る、がんなど長期治療の病気、突然のけがの時に一定額を超えた医療費を国が補助し、家計を支えるものです。利用者約821万人のうち約660万人が負担増の見通しとなっており、厚生労働省はこの自己負担額の引き上げにより2,270億円分の受診抑制が起きることを想定しています。国民の命と健康を守るという役割を放棄するものだと言わなければなりません。また、政府は制度見直しの理由に現役世代の保険料軽減をあげていますが、保険料軽減は平均で月258円（労使折半後129円）にすぎません。

一方で、全国保険医団体連合会などの「家計・子育てへの影響調査」では、高額療養費制度の自己負担限度額引き上げで4割超が「治療を中断する」、約6割が「治療の回数を減らす」と答えています（複数回答）。がんや難病の患者にとって受診抑制は命に直結する大問題であります。

したがって、政府におかれましては、治療を必要とする人が必要な治療を諦めるような事態を避けるためにも高額療養費制度の自己負担限度額の引き上げは撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年3月27日

摂津市議会